

土壤環境及び地下水質の保全

埼玉県は、汚染された土壤からの特定有害物質の大気中への飛散や土壤汚染に起因する地下水汚染による、人への健康被害を防止するため、特定有害物質取扱事業者等に土壤や地下水の調査・対策の実施を義務づけています。

特定有害物質とは

人の健康を損なうおそれがある物質であって、表に掲げる27物質を特定有害物質として規定し、土壤汚染基準及び地下水基準を定めています。

特定有害物質取扱事業者とは

特定有害物質を取り扱い又は取り扱っていた事業所を設置している者をいいます。

土地改変者とは

3,000㎡以上の土地（農用地に係る行為を除く。）について、造成や工作物の建設等による土地の改変をしようとする者をいいます。

特定有害物質取扱事業者の責務

■調査■

特定有害物質取扱事業者は、土壤汚染の未然防止及び早期発見のために、次のことに努める必要があります。（条例第77条）

- 1 現在取り扱っている特定有害物質が地下に浸透したり、公共用水域に流出したりしないよう、適正に管理すること。
- 2 特定有害物質による土壤又は地下水の汚染の状況を調査すること。
- 3 調査結果は速やかに知事に報告するとともに、公表すること。

特定有害物質取扱事業者は、次の場合、当該事業所の敷地の土壤汚染状況を調査し、知事に報告しなければなりません。（条例第79条第1項）

- 特定有害物質取扱事業所を廃止した場合
- 特定有害物質取扱事業所の建物の全部を除却する場合
- 建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却する場合

■対策■

汚染土壤により地下水等が汚染され、人の健康に被害が生じるおそれがある場合、特定有害物質取扱事業者は汚染土壤の処理等を行う必要があります。（条例第78条第1項）

知事は、特定有害物質による土壤汚染により、大気又は地下水を汚染し、人の健康に被害が生じている場合や、生じるおそれがあると認めるときに汚染土壤の処理等を命ずることができます。

この場合、特定有害物質取扱事業者は次の対応をとらなければなりません。

- 1 汚染処理計画の作成及び提出
- 2 汚染土壌処理の実施及び完了の報告

特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物の除却に係る土地の土壌調査の結果、土壌汚染基準を超過した場合、特定有害物質取扱事業者は汚染拡散防止措置等を講じる必要があります。（条令第79条第2項）

知事は、特定有害物質取扱事業者が第79条第1項の規定に基づき土壌調査を行った結果、土壌汚染基準を超過していると認めるときは、汚染拡散防止措置を執るべきことを命ずることができます。

この場合、特定有害物質取扱事業者は次の措置をとらなければなりません。

- 1 汚染拡散防止計画の作成及び提出
- 2 汚染拡散防止の措置及び完了の報告

特定有害物質を含む水の地下への浸透により、人の健康に被害が生じるおそれがある場合、特定有害物質取扱事業者は、地下水の水質浄化措置を講じる必要があります。（条令第83条第1項）

土地改変者の責務

■調査■

土地改変者は、改変を計画している3,000㎡以上の土地の履歴調査をし、知事に報告しなければなりません。（条令第80条第1項）

改変とは、

- 1 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
- 2 建築物その他工作物の建設その他の行為

をいい、建築物の基礎の除却などの行為も含まれます。ただし、耕作又は主として家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草等の農用地に係る行為は除かれます。（農地転用に伴う改変は除外されません。）

また、当該調査の対象となる土地は、改変をしようとする範囲に限ります。ただし、改変予定地の範囲外から当該改変予定地へ土壌の汚染状況に影響を及ぼすおそれのある特定有害物質の動線（事業地内の別の建物で使用する特定有害物質に係る配管や飛散のおそれがある運搬等）が存在する又は存在していた場合、当該動線に係る土壌汚染のおそれの評価（当該改変予定地範囲外の地歴調査）は必要です。

なお、履歴とは、過去の特定有害物質取扱事業所の設置状況等の調査で、土地の登記簿、航空写真、聞き取りなどにより調査をする必要があります。

土地の履歴調査の結果、土壌汚染のおそれが認められる場合は、土壌汚染状況を調査し、結果を知事に報告する必要があります。（条令第80条第2項）

過去に使用履歴のある特定有害物質及びその物質の分解生成物について土壌分析を行い、報告をしてください。当該調査の対象となる土地は、改変をしようとする範囲に限ります。

■対策■

土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染基準を超過していることが判明した場合は、汚染拡散防止措置等を講じなければなりません。（条令第80条第3項から第5項）

改変予定地で土壌汚染が判明した場合、土地改変者は次の措置をとらなければなりません。

- 1 汚染拡散防止計画の作成及び提出
- 2 汚染拡散防止の措置及び完了の報告

共通事項

- ① 調査及び対策は、「土壌及び地下水汚染対策指針」に従って、実施してください。
- ② 実施した調査、処理若しくは措置については、記録を作成・保管し、土地を譲渡するときは、当該記録を譲受者に引き継がなければなりません。

表 特定有害物質の土壌汚染基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準）及び地下水基準

	特定有害物質	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
1	カドミウム及びその化合物	0.003	45	0.003
2	シアン化合物	検出されないこと	50	検出されないこと
3	有機燐化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
4	鉛及びその化合物	0.01	150	0.01
5	六価クロム化合物	0.05	250	0.02
6	砒素及びその化合物	0.01	150	0.01
7	水銀及びその化合物	0.0005	15	0.0005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
8	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01	—	0.01
10	テトラクロロエチレン	0.01	—	0.01
11	ジクロロメタン	0.02	—	0.02
12	四塩化炭素	0.002	—	0.002
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	0.004
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	—	0.1
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン若しくは トランス-1, 2-ジクロロエチレン 又はこれらを合わせたもの	0.04※	—	0.04※
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	1
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	0.006
18	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	—	0.002
19	チウラム	0.006	—	0.006
20	シマジン	0.003	—	0.003
21	チオベンカルブ	0.02	—	0.02
22	ベンゼン	0.01	—	0.01
23	セレン及びその化合物	0.01	150	0.01
24	ほう素及びその化合物	1	4,000	1
25	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000	0.8
26	クロロエチレン	0.002	—	0.002
27	1, 4-ジオキサン	—	—	0.05

※ シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの量の合計として

罰則 次の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。（第78条第1項、第83条第1項及び第2項）

【お問い合わせ先】

中央環境管理事務所	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5199
西部環境管理事務所	〒350-1124	川越市新宿町1-17-17	049-244-1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042	秩父市東町29-20	0494-23-1511
北部環境管理事務所	〒360-0031	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
東部環境管理事務所	〒345-0025	杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011
越谷環境管理事務所	〒343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311
埼玉県水環境課	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3084

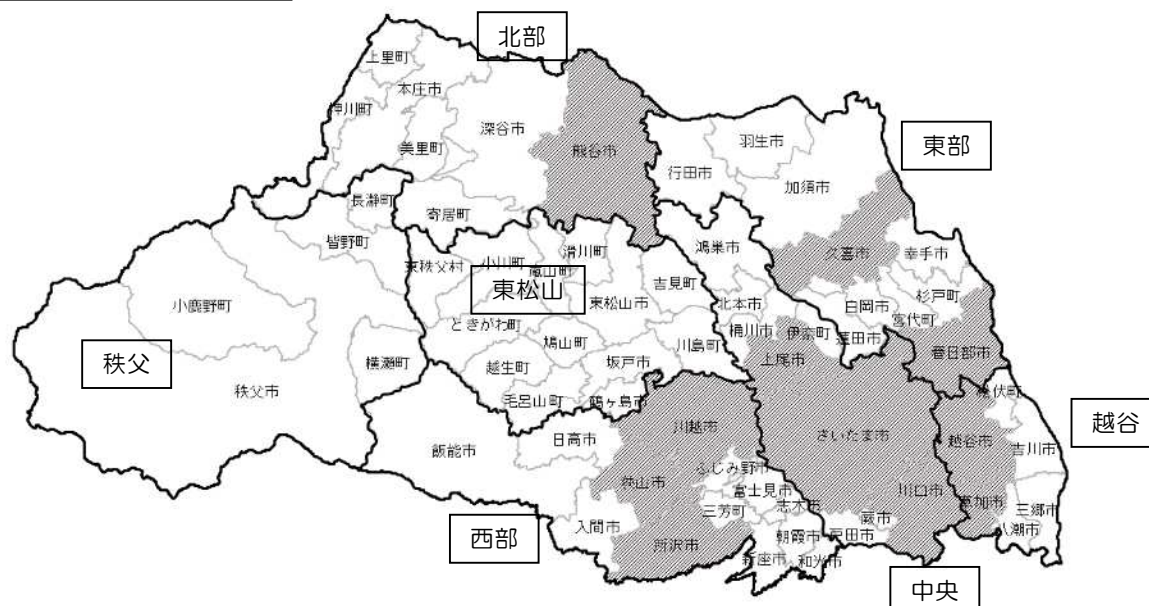
【条例により事務委譲している市】

川越市	環境部	環境対策課	049-224-5894
越谷市	環境経済部	環境政策課	048-963-9186
熊谷市	環境部	環境政策課	048-536-1521
川口市	環境部	環境保全課	048-228-5389
所沢市	環境クリーン部	環境対策課	04-2998-9230
春日部市	環境経済部	環境政策課	048-736-1111（代）
草加市	市民生活部	環境課	048-922-1520
上尾市	環境経済部	生活環境課	048-775-6940
狭山市	環境経済部	環境課	04-2953-1111（代）
久喜市	環境経済部	環境課	0480-85-1111（代）

【さいたま市】※「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。

さいたま市	環境局環境共生部	環境対策課	048-829-1331
-------	----------	-------	--------------

環境管理事務所管内図



令和7年6月